【参考資料１】

新潟市障がい福祉課
平成 26 年 4 月 17 日
第 10 回条例検討会資料

（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会開催要綱≪改正≫

（目的）
第１条　障がいのある人の公正・平等の取り扱い，差別の禁止，虐待の防止及び支援・合理的配慮について定め，障がいのある人の人格及び人権が尊重されること，また，障がいのある人を取り巻く状況について理解を深めることを目的とする「（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例（以下「基本条例」という。）」の検討を行うため，基本条例検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

（検討事項）
第２条　検討会は，次に掲げる事項について検討する。
（１）基本条例に関すること
（２）その他必要事項

（委員）
第３条　検討会は，委員２０人以内で構成する。
２　委員は，次に掲げるものから構成する。
（１）障がい当事者・障がい者団体関係者
（２）基本条例の検討に関わる関係機関・団体関係者
（３）公募による市民
３　委員の任期は，平成２５年６月１日から~~平成２６年５月３１日~~平成２７年５月３１日までとする。

（守秘義務）
第４条　委員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（座長及び副座長）
第５条　検討会に座長及び副座長を置く。
２　座長及び副座長は，委員の互選により定める。
３　座長は，検討会の会議の進行を行う。
４　副座長は，座長を補佐し，座長に事故があるときは，その職務を代理する。

（会議）
第６条　検討会の会議（以下「会議」という。）は，座長と協議の上，事務局が招集する。
２　市長が必要と認めるときは，委員以外のものに出席を求め，説明または意見を聴くことができる。

（事務局）
第７条　検討会の事務局は，福祉部障がい福祉課に置く。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか，検討会の運営に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この要綱は，平成２５年４月１７日から施行する。

この要綱は，平成２６年６月１日から施行する。